## 評議員及び役員の報酬ならびに費用に関する規程(略称:報酬規程)

## (目的及び意義)

第1条 この規程(略称「報酬規程」)は、公益財団法人マニー松谷医療奨学財団(以下「MM財団」という)の定款第15条及び第29条の規定に基づき、評議員及び役員の報酬ならびに費用 に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義等)

- 第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は当該各号に定めるところによる。
  - (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
  - (2) 報酬とは,職務遂行の対価として受ける財産上の利益をいう。費用とは明確に区分されるものとする。
  - (3) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する経費(旅費交通費を除く)をいう。

#### (報酬)

- 第3条 MM財団は、評議員及び役員(マニー株式会社、マニックス株式会社及び野村證券株式会社の役職員を除く。以下この規程において同じ。)に対し、別表のとおり報酬を支払うことができる。
  - 2 同一日に複数回の会議開催がある場合でも、1回分として報酬を支払う。

## (旅費交通費)

第4条 MM財団は、評議員及び役員に対し、職務の執行に伴う旅費交通費の実費相当額を支払う ことができる(前条の会議出席のための旅費交通費を除く)。

#### (費用)

第5条 MM財団は、役員がその職務の執行にあたって負担した費用については、これを請求のあった 日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

#### (改 廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議により行う。

# 附 則

- 1. この規程は, 2020年4月2日から施行する。
- 2. この規程の変更は、2020年8月11日から施行する。(公益認定による名称変更。)
- 3. この規程の変更は、2021年3月1日から施行する。(2021年3月30日評議員会決議。)
- 4. この規程の改定は、「第3条、2」を追加し、2024年3月19日から施行する。 (2024年3月19日理事会決議。)

# 別表 評議員及び役員に対する報酬

No.	項目	報酬の算出方法
1	会議出席(会場参加の場	会議出席1回あたり35,000円(源泉所得税控除後)
	合)	※交通費相当額 5,000 円(源泉所得税控除後)を含む。
2	会議出席(リモート(web	会議出席1回あたり30,000円(源泉所得税控除後)
	または電話)で、会場以外	
	の場所から参加した場合)	
3	リモート会議(web 会議ま	会議出席1回あたり30,000円(源泉所得税控除後)
	たは電話会議)出席(特	
	に会場を設定していない場	
	合)	
4	やむを得ず No.1~3の会	会議1回あたり10,000円(源泉所得税控除後)
	議に欠席した場合におい	
	て、開催前に書面で意見を	
	述べたとき	
5	決議の省略の方法による評	1 回あたり 30,000 円 (源泉所得税控除後)
	議員会決議または理事会	
	決議	
6	監事の会計監査	1 回あたり 50,000 円 (源泉所得税控除後)
7	上記の他、評議員及び役	業務に従事した時間×10,000円(源泉所得税控除後)
	員が当財団の業務に従事	ツ公吏」た時間についてけ証業長及びの長が MM サロヘウ
	した場合	※従事した時間については評議員及び役員が MM 財団へ申
		請する。

<sup>※</sup>上記の計算結果に1000円未満の端数が生じたときはこれを切り上げる。